

まもろう非核「神戸方式」、広げよう全国に

## 「非核・平和条例を考える全国交流集会 in 神戸」

続 博治（鹿児島県隼人町議・始良伊佐ブロックセンター事務局長）

地域へのこだわりから始まった「非核・平和条例」制定運動

1997年10月の米海軍第7艦隊旗艦ブルーリッジの函館入港をきっかけとして、「港湾法」に定められている「港湾管理権」に依拠した非核証明のない艦艇の入港を認めない、いわゆる「非核神戸方式」を条例化しようと、1999年10月函館から「非核・平和条例を考える全国交流集会」は始まった。2001年2月の横須賀へと引き継がれ、地域から平和を考え、非核平和条例運動の意義が確認され、2002年5月、九州でも最も米艦船の寄港が多い鹿児島へ。そして、今年2003年6月28-29日にかけて、「非核神戸方式」を生んだ神戸で開催された。

この運動は、徹底して自分たちの「生活」の場がある「地域」に根ざした運動にこだわり、「地域から平和をつくる」ことをテーマとしている。「新ガイドライン」から「周辺事態法」(1999年5月成立)そして「有事関連法」(2003年6月成立)へと、日本が「戦争できる普通の国」づくりへ向け大きく踏み出してきている中であって、これまで全国的には米艦船の寄港通告に「NO!」と主張する自治体が出てきている。地位協定第5条による一方的通告で入港を強行しようとする米軍に対し、寄港の判断は港湾管理権を持つ自治体の固有の事務という明確な主張が育ってきている。

自治体の平和力で戦争をはね返そう!

「自治体が平和に果たす役割」と題して、大津浩さん(東海大学法文学部教授)は記念講演の中で、有事法制定の背景をアメリカに見る覇権国家の一極支配に対抗する、多極共存主義をとるヨーロッパ連合(自治体連合体)とのせめぎ合いと、「経済大国」化した日本の権益を守る、つまり草の根的な「安全の専制」(安全であればすべてを捨てる 岡本篤尚・神戸学院大学教授)が強まっていると。

このような状況の下で、自治体は平和のために一体何ができるのか? 現在の状態を市民、NGO、自治体が国際関係に参画できる新たな世界秩序をつくりだすための「生みの苦しみ」と見るべきだと、具体的な自治体の平和外交の現状と(法的)有効性 有事法制下でも自治体外交を存続させるための論拠を、20世紀後半から拡大してきた自治体の国際活動、特に平和に関する自治体外交に焦点をあてての問題提起には、元気をいただいた。

・レジメからの要点抜粋

### (1)自治体の平和外交

自治体外交 国際交流、国際協力、国際提携、「内なる国際化」施策、その他の自治体の権限を行使した活動が国際的意味を持ち、伝統的に国際間関係・外交関係と見なされてきた領域にまで一定の影響を及ぼすようになったものをいう。

国(中央政府)が積極的に推進する国際政策を促進する効果を持つ場合が「補完的自治体外交」、国の国際政策に実質的に抵触したり、これらの政策を批判する意味を持つ場合が「対抗的自治体外交」である。

日本の自治体の姉妹都市提携数 = 1457件・963自治体(2003年5月5日現在)

1/3がアメリカ 1/3が北東アジア 1/3がその他

韓国、中国とも近年、近隣の北東アジア自治体の提携が増えている。

北東アジア地域自治体連合の概要 鳥取県国際課のHP <http://www.pref.tottori.jp/kokusai/>

事務局と予算を持っている。

5カ国(中国・日本・モンゴル・韓国・ロシア)36自治体、2002年から北朝鮮の2つの自治体が参加(ハギョング外咸鏡北道、ラソ羅先市)

国際ネットワークづくりと越境協力が国際紛争を解決する上で効果を発揮した事例 1996年「独・チェコ和解へ」

自治体国際活動の形態 ( )国際交流 ( )国際協力 ( )国際提携(ネットワークづくり)  
(補完的/対抗的)自治体外交、「内なる国際化」等に発展

国際(交流)活動の目的 異文化交流・近隣交流と地域経済活性化が中心。しかし若干の自治体は、明確な争点追求型(環境問題、大都市問題、歴史都市保存問題、非核自治体提携、南北問題等)に変化。一部は、地方自治権の国際保障と国際ネットワークづくりそのもの。

国際自治体連合(IULA: International Union of Local Authorities) 1995年ハーグIULA世界会議 <http://www.iula.org/>

## (2)自治体外交の有効性

「有事」「緊急事態」に国民の人権や地方自治権例外的に停止 or 制約する規定は、未だに憲法に挿入されていない。憲法が改正されていないという事実は、自治体による有事法制抵触の「違法性」阻却する根拠となる!?

憲法92条「地方自治の本旨」、新地方自治法2条11項(地方自治の本旨に基づく立法義務)、12項(地方自治の本旨に基づく法令解釈事務)、13項(自治事務の関する自治体の自主性・地域特性の尊重)等に基づく、自治体独自の法令解釈権が認められなければならない。

自治体が、自治事務権限の行使として、対抗的自治体外交を展開する場合にも、同じ論理が当てはまる。

## 非核自治体宣言運動から非核平和条例制定運動へ

非核宣言自治体は、全国2600に広がり、住民とともに地域から自治体としての非核・平和の力、実効力のある平和の仕組みを作る、自治体としての非核・平和条例の取り組みは各地で広がりを見せている。その法的有効性と実効性を自治体外交に求めることは可能なことだ。北東アジアの非核自治体の連合体を呼びかけることも可能だ。

大津さんが提起する『「武力攻撃予測事態」が発生時に、自治体に代わり対策本部長である首相が代執行した場合でも、頑固に非核証明を求め続け、実際にアメリカの核搭載艦が入港したときに、市民の平和への願いを具体化した規則・条例違反であることをマスコミや市民集会で自治体の首長自身がアピールし、世論を喚起する行動は有効である。

自治体は、「有事」を起こさないための努力が必要だ。そのためにも、戦略的にアジアの自治体と交流し、ネットワークをつくっていくこと、そこには自治体の平和創造力にかかっている。自治体平和外交の戦略づくりが重要である。』という指摘を受け、「非核・平和条例制定運動」は新たな出発点に立った。

資料:

### 協議会会員数及び非核宣言自治体数

(2002年12月27日現在)

#### (1) 都道府県市区町村別

	都道府県	市	区	町	村	計
会員自治体数	1	137	6	162	16	322
宣言自治体数	35	615	21	1,580	403	2,654
自治体総数	47	675	23	1,980	562	3,287

## 非核平和都市条例

北海道・苫小牧市	2002.4.1 施行
東京・中野区	1990.4.1 施行
東京・三鷹市	1992.3.27 施行
神奈川・藤沢市	1995.3.30 制定
千葉・佐倉市	1995.8.15 施行
沖縄・屋久島町	2000.3.27 可決

つづく特別報告は、北海道から函館及び道内の非核平和条例制定運動について、函館市議会への市民運動を背景とした議員提案に向けた取り組み（1999年3月からスタート）が、苫小牧、帯広、小樽へと広がり既存の組織の枠を超えたネットワーク化になってきていること、苫小牧では2002年3月に条例が全会一致で可決されたことが佐藤達雄さん（非核・平和函館市民条例を実現する会）から報告された。

また、2001年全国集会を開催した横須賀から、旧4軍港（舞鶴・横須賀・呉・佐世保）が敗戦後地方自治の息吹の中で、「旧軍港市を平和産業港湾都市に転換し、平和日本実現の理念達成に寄与する」（「旧軍港市転換法」1950年6月28日施行）『軍転法』が賛成率80%の住民投票で作られたことを今一度捉え返すことが、有事法制が成立したこの時期に必要なことだという森田洋郎さん（横須賀市職労書記長）の報告は、基地を抱えている自治体だけではない全自治体の課題である。

第3回の全国交流集会を開催した鹿児島からは、続（始良伊佐ブロック平和センター）が2002年6月開催に至る鹿児島の軍事利用の現状と錦江湾（鹿児島湾）の非核化に向けた取り組みを報告した。

今回の開催地神戸からは、「非核神戸方式」が誕生した背景と法的根拠、そして経済界や国から強まる「非核神戸方式」つぶしに対する市民や議会の動きについて、梶本修史さん（兵庫県原水協）、あわはら富夫さん（神戸市議会議員・憲法を生かす会神戸）から報告を受けた。

初日は、「ブッシュ政権が北朝鮮などへの核先制攻撃の戦略を持っている中、非核「神戸方式」は21世紀の日本の平和主義を、自治体から支え活かす力として存在し、輝いている。だからこそこれを守り、全国に広げていくこと」、そして自治体から平和を築いていくことを確認する「集会アピール」を採択して閉じた。

### 有事法の発動を許さない！ 自治体を平和の砦に

翌日は、自治体の港湾管理権を押し立てた戦争非協力の運動の有効性を確認し、有事法も個別法の一つだという認識を持つことについて、新倉裕史さん（非核市民宣言運動ヨコスカ）を助言者とする「非核・平和条例の現状、理論、運動」分科会、「安全の専制」を提起する岡本篤尚さんを助言者に「有事法制と自治体」について、現場やマスコミの現状の報告を受けての分科会、さらに、元保谷市長の都丸哲也さんを助言者として、非核自治体の平和推進事業の実践と「無防備地域宣言運動」など「自治体の非核・平和行政の強化」について、岸和田市の具体的な事例報告を受けながらの分科会と、盛りだくさんの課題を抱え込む第4回の「非核・平和条例を考える全国交流集会 in 神戸」となった。

自衛隊の恒常的な派兵に道をひらく、「イラク支援法」が十分な論議もないままに成立しようとしているいま、また国民保護法制の整備を含め首相の自治体統制権などが一年間凍結された状況下で、自治体を憲法と「地方自治の本旨」を踏まえて、平和の砦とすることが求められている。

「憲法に国家非常大権が書き込まれない以上は、自治体はいくらでも独自の安全保障政策をとり得ることができる」ことを大胆に主張することが必要だ。まだやること、やれることはたくさんある！  
そして、この全国交流集会在さらに広がりを持つことを願ってやまない。